

長野県地域防災計画

原子力災害対策編

令和3年度修正(案)
(令和3年12月)

新旧対照表

新	旧	修正理由・備考
<p style="text-align: center;">第7節 屋内退避、避難誘導等の防護活動</p> <p>1 屋内退避及び避難誘導</p> <p>(2) 市町村長は、内閣総理大臣から屋内退避若しくは避難に関する指示があったとき、又は原子力緊急事態宣言があった時から原子力緊急事態解除宣言があるまでの間において人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、住民等に対する屋内退避又は避難の指示等の措置をとる。</p> <p>ア 屋内退避対象地域の住民に対して、自宅等の屋内に退避するなど、必要な指示を行う。必要に応じてあらかじめ指定された施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認し、かつ管理者の同意を得た上で、退避所又は避難所を開設する。</p> <p>イ 避難誘導に当たっては、要配慮者とその付添人の避難を優先する。特に放射線の影響を受けやすい妊婦、児童、乳幼児に配慮する。</p> <p>ウ 退避・避難のための立ち退きの指示等を行った場合は、警察、消防等と協力し、住民等の退避・避難状況を的確に把握する。</p> <p>エ 退避所又は避難所の開設に当たっては、退避所又は避難所ごとに避難者の早期把握に努めるとともに、情報の伝達、食料、水等の配布等について避難者、住民、自主防災組織等の協力を得て、円滑な運営管理を図る。</p> <p><u>オ 新型コロナウイルス感染症を含む感染症の流行下において、原子力災害が発生した場合、住民等の被ばくによるリスクとウイルスの感染拡大によるリスクの双方から、住民等の生命・健康を守ることを最優先とする。具体的には、避難又は一時移転を行う場合には、その過程又は避難先等における感染拡大を防ぐため、避難所等における感染者とそれ以外の者との分離、人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗いなどの手指衛生等の感染対策を実施する。</u></p> <p>なお、「原子力災害対策指針（最新改定日 令和3年7月21日）」で示されている屋内退避及び避難等に関する指標は次の表のとおり。</p> <p>3 屋内退避又は避難を指示等した区域における交通の規制及び立入制限等の措置</p> <p>県は、市町村長が屋内退避又は避難を指示等した区域について、外部から車両等が進入しないよう指導するなど、交通の規制及び立入制限等必要な措置をとるよう関係機関に要請する。（危機管理部、警察本部）</p>	<p style="text-align: center;">第7節 屋内退避、避難誘導等の防護活動</p> <p>1 屋内退避及び避難誘導</p> <p>(2) 市町村長は、内閣総理大臣から屋内退避若しくは避難に関する指示があったとき、又は原子力緊急事態宣言があった時から原子力緊急事態解除宣言があるまでの間において人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、住民等に対する屋内退避又は避難の勧告又は指示の措置をとる。</p> <p>ア 屋内退避対象地域の住民に対して、自宅等の屋内に退避するなど、必要な指示を行う。必要に応じてあらかじめ指定された施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認し、かつ管理者の同意を得た上で、退避所又は避難所を開設する。</p> <p>イ 避難誘導に当たっては、要配慮者とその付添人の避難を優先する。特に放射線の影響を受けやすい妊婦、児童、乳幼児に配慮する。</p> <p>ウ 退避・避難のための立ち退きの勧告又は指示を行った場合は、警察、消防等と協力し、住民等の退避・避難状況を的確に把握する。</p> <p>エ 退避所又は避難所の開設に当たっては、退避所又は避難所ごとに避難者の早期把握に努めるとともに、情報の伝達、食料、水等の配布等について避難者、住民、自主防災組織等の協力を得て、円滑な運営管理を図る。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>なお、「原子力災害対策指針（最新改定日 令和2年10月28日）」で示されている屋内退避及び避難等に関する指標は次の表のとおり。</p> <p>3 屋内退避又は避難を勧告又は指示した区域における交通の規制及び立入制限等の措置</p> <p>県は、市町村長が屋内退避又は避難を勧告又は指示した区域について、外部から車両等が進入しないよう指導するなど、交通の規制及び立入制限等必要な措置をとるよう関係機関に要請する。（危機管理部、警察本部）</p>	<p>国の防災基本計画に合わせて修正</p> <p>国の原子力災害対策指針の改正に合わせて修正</p> <p>国の防災基本計画に合わせて修正</p>

新	旧	修正理由・備考																
<p style="text-align: center;">第9節 飲料水・飲食物の摂取制限等</p> <p>3 経口摂取による被ばく影響を防止するため、飲食物の摂取を制限する際の基準</p> <table border="1" data-bbox="213 403 1273 634"> <thead> <tr> <th>対 象</th> <th>放射性ヨウ素</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>飲料水</td> <td>300 ベクレル/キログラム</td> </tr> <tr> <td>牛乳・乳製品</td> <td></td> </tr> <tr> <td>野菜類（根菜・芋類を除く）、 穀類、肉、卵、魚、その他</td> <td>2,000 ベクレル/キログラム</td> </tr> </tbody> </table> <p>（「原子力災害対策指針（令和3年7月21日）」より）</p>	対 象	放射性ヨウ素	飲料水	300 ベクレル/キログラム	牛乳・乳製品		野菜類（根菜・芋類を除く）、 穀類、肉、卵、魚、その他	2,000 ベクレル/キログラム	<p style="text-align: center;">第9節 飲料水・飲食物の摂取制限等</p> <p>3 経口摂取による被ばく影響を防止するため、飲食物の摂取を制限する際の基準</p> <table border="1" data-bbox="1406 403 2466 634"> <thead> <tr> <th>対 象</th> <th>放射性ヨウ素</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>飲料水</td> <td>300 ベクレル/キログラム</td> </tr> <tr> <td>牛乳・乳製品</td> <td></td> </tr> <tr> <td>野菜類（根菜・芋類を除く）、 穀類、肉、卵、魚、その他</td> <td>2,000 ベクレル/キログラム</td> </tr> </tbody> </table> <p>（「原子力災害対策指針（令和2年10月28日）」より）</p>	対 象	放射性ヨウ素	飲料水	300 ベクレル/キログラム	牛乳・乳製品		野菜類（根菜・芋類を除く）、 穀類、肉、卵、魚、その他	2,000 ベクレル/キログラム	<p>国の原子力災害対策指針の改正に合わせて修正</p>
対 象	放射性ヨウ素																	
飲料水	300 ベクレル/キログラム																	
牛乳・乳製品																		
野菜類（根菜・芋類を除く）、 穀類、肉、卵、魚、その他	2,000 ベクレル/キログラム																	
対 象	放射性ヨウ素																	
飲料水	300 ベクレル/キログラム																	
牛乳・乳製品																		
野菜類（根菜・芋類を除く）、 穀類、肉、卵、魚、その他	2,000 ベクレル/キログラム																	

新	旧	修正理由・備考
<p style="text-align: center;">第10節 県外からの避難者の受入れ活動</p> <p>1 避難者の受入れ</p> <p>(1) 緊急的な一時受入れ</p> <p>ア 県は、県境を越えて避難する者が発生した都道府県（以下「避難元都道府県」という。）と連携し、必要に応じて次の対応を行う。（関係部局）</p> <p>(ア) 県の有する施設を一時的な避難所として、当分の間提供する。</p> <p>なお、受入れに当たっては、要配慮者及びその家族を優先する。</p> <p>(イ) 市町村に対しその保有する施設を、県の対応に準じて避難所として設置するよう要請する。</p> <p>イ 市町村は、県に準じた対応を実施するよう努める。</p> <p>(2) 短期的な避難者の受入れ</p> <p>ア 県は、避難元都道府県と連携し、必要に応じて次の対応を行う。（関係部局）</p> <p>(ア) 被災自治体から避難者受入れの要請があった場合には、まず、緊急的な一時受入れと同様に、県又は市町村の施設で対応する。</p> <p>(イ) (ア)による受入れが困難な場合、市町村と協議の上、県内のホテル・旅館等を県が借り上げて、避難所とする。</p> <p>イ 市町村は、県に準じた対応を実施するよう努める。</p> <p>(3) 中期的な避難者の受入れ</p> <p>ア 県は、避難元都道府県と連携し、必要に応じて次の対応を行う。（関係部局）</p> <p>(ア) 避難者に対しては、県営住宅への受入れを行う。また、市町村営住宅等の受入情報について提供を行う。</p> <p>(イ) 民間賃貸住宅を県が借り上げ、応急仮設住宅として提供する。</p> <p>(ウ) 長期的に本県に居住する意向のある者については、住宅、仕事等の相談に対応するなど、定住支援を行う。</p> <p>イ 市町村は、県に準じた対応を実施するよう努める。</p> <p>2 避難者の生活支援及び情報提供</p> <p>(1) 県及び市町村は、避難元都道府県等と連携し、県内に避難を希望する避難者に対して、住まい、生活、医療、教育、介護などの多様なニーズを把握し、必要な支援につなげる。（関係部局）</p> <p>(2) 県は、避難者に関する情報について避難元都道府県を通じて避難元市町村へ情報提供する。（関係部局）</p> <p>(3) 県及び市町村は、避難者に関する情報を活用し、避難者へ避難元市町村からの情報を提供するとともに、県及び県内市町村からの避難者支援に関する情報を提供する。（関係部局）</p>	<p style="text-align: center;">第10節 県外からの避難者の受入れ活動</p> <p>1 避難者の受入れ</p> <p>(1) 緊急的な一時受入れ</p> <p>ア 県は、県境を越えて避難する者が発生した都道府県（以下「避難元都道府県」という。）と連携し、必要に応じて次の対応を行う。（関係部局）</p> <p>(ア) 県の有する施設を一時的な避難所として、当分の間提供する。</p> <p>なお、受入れに当たっては、要配慮者及びその家族を優先する。</p> <p>(イ) 市町村に対しその保有する施設を、県の対応に準じて避難所として設置するよう要請する。</p> <p>イ 市町村は、県に準じた対応を実施するよう努める。</p> <p>(2) 短期的な避難者の受入れ</p> <p>ア 県は、避難元都道府県と連携し、必要に応じて次の対応を行う。（関係部局）</p> <p>(ア) 被災自治体から避難者受入れの要請があった場合には、まず、緊急的な一時受入れと同様に、県又は市町村の施設で対応する。</p> <p>(イ) (ア)による受入れが困難な場合、市町村と協議の上、県内の旅館・ホテル等を県が借り上げて、避難所とする。</p> <p>イ 市町村は、県に準じた対応を実施するよう努める。</p> <p>(3) 中期的な避難者の受入れ</p> <p>ア 県は、避難元都道府県と連携し、必要に応じて次の対応を行う。（関係部局）</p> <p>(ア) 避難者に対しては、県営住宅への受入れを行う。また、市町村営住宅等の受入情報について提供を行う。</p> <p>(イ) 民間賃貸住宅を県が借り上げ、応急仮設住宅として提供する。</p> <p>(ウ) 長期的に本県に居住する意向のある者については、住宅、仕事等の相談に対応するなど、定住支援を行う。</p> <p>イ 市町村は、県に準じた対応を実施するよう努める。</p> <p>2 避難者の生活支援及び情報提供</p> <p>(1) 県及び市町村は、避難元都道府県等と連携し、県内に避難を希望する避難者に対して、住まい、生活、医療、教育、介護などの多様なニーズを把握し、必要な支援につなげる。（関係部局）</p> <p>(2) 県は、避難者に関する情報について避難元都道府県を通じて避難元市町村へ情報提供する。（関係部局）</p> <p>(3) 県及び市町村は、避難者に関する情報を活用し、避難者へ避難元市町村からの情報を提供するとともに、県及び県内市町村からの避難者支援に関する情報を提供する。（関係部局）</p>	<p>国の防災基本計画に合わせて修正</p>

新	旧	修正理由・備考
<p>1 原子力事業者及び原子力事業者から核燃料物質等の運搬を委託された者の対応</p> <p>運搬中に事故が発生した場合、次の措置を迅速かつ的確に行う。また、事故が発生した場合に備え、事故時の応急措置、事故時対応組織の役割分担、携行する資機材等を記載した運搬計画書、迅速に通報を行うために必要な非常時連絡表等を作成するとともに、運搬を行う際にはこれらの書類、必要な非常通信用資機材及び防災資機材を携行する。</p> <p>(1) 安全規制担当省庁、警察及び消防機関に対する迅速な報告・通報</p> <p>(2) 消火・延焼防止</p> <p>(3) 立入禁止区域の設定</p> <p>(4) 避難のための警告</p> <p>(5) 汚染の拡大防止及び除去</p> <p>(6) 放射線の遮蔽</p> <p>(7) 放射線障害を受けたおそれのある者等の救出及び避難支援等の応急の措置</p>	<p>1 原子力事業者及び核燃料物質等の運搬を委託された者の対応</p> <p>運搬中に事故が発生した場合、次の措置を迅速かつ的確に行う。また、事故が発生した場合に備え、事故時の応急措置、事故時対応組織の役割分担、携行する資機材等を記載した運搬計画書、迅速に通報を行うために必要な非常時連絡表等を作成するとともに、運搬を行う際にはこれらの書類、必要な非常通信用資機材及び防災資機材を携行する。</p> <p>(1) 安全規制担当省庁、警察及び消防機関に対する迅速な報告・通報</p> <p>(2) 消火・延焼防止</p> <p>(3) 立入禁止区域の設定</p> <p>(4) 避難のための警告</p> <p>(5) 汚染の拡大防止及び除去</p> <p>(6) 放射線の遮蔽</p> <p>(7) 放射線障害を受けたおそれのある者等の救出及び避難支援等の応急の措置</p>	<p>国の防災基本計画に合わせて修正</p>